

柏 原 市 農 業 委 員 会

令 和 7 年 7 月 定 例 農 業 委 員 会 議 事 録

令和7年7月7日

柏 原 市 農 業 委 員 会

日 時 令和7年7月7日(月) 午後1時30分～

場 所 柏原市役所 4階 大会議室

出席者・欠席者の状況

出席者 14名(農業委員11名、農地利用最適化推進委員3名)

【農業委員】

(出席○・欠席－)

1番	田中 数雄	○	8番	益池 智子	○
2番	田中 幸一	○	9番	金田 順一	○
3番	川口 智司	○	10番	東部 孝久	○
4番	山下 隆紀	－	11番	森口 忍	○
5番	田中 圭作	－	12番	間下 全朗	○
6番	奥野 富康	○	13番	新屋 広子	○
7番	横尾 政広	－	14番	乾 一	○

【農地利用最適化推進委員】

15番	巳波 生治	○	17番	青山 浩二	－
16番	森田 義彦	○	18番	森岡 稔	○

事務局出席職

局 長 北井 潤一  
主 査 山本 昌弘  
松浦 有希子  
米澤 直子

配布物

・農業時報

## 議 事 日 程

### (報告事案)

農地法第4条第1項第7号の規定による届出報告	1件
農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告	1件
法務局からの地目変更登記に係る照会による非農地判断	1件

### (その他)

#### 事務局からの連絡事項

- ・ 令和7年度 中河内地区農業委員会連合会 研修会について
- ・ 農業時報

局 長 あいさつ

会 長 あいさつ

(柏原市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により会長が議長の席につく)

議 長 現在、過半数の委員さんが出席されていますので、柏原市農業委員会  
会議規則第8条の規定により、7月定例農業委員会が成立しているも  
のと認め、ただいまより会議を開催します。  
初めに、本日の議事録署名者を選出したいと思いますが、署名者につ  
きましては、私の方より指名させていただいてよろしいですか、お諮  
りします。

(異議等無し)

議 長 ただいま、異議無しの声がありましたので、本日の議事録署名者を  
間下委員 と 田中幸一委員にお願いします。  
委員の異議はございませんでしょうか。

(異議等無し)

議 長 異議がないようですので、議案書のとおり議事を進行することといた  
します。  
それでは、報告案件「農地法第4条第1項第7号の規定による届出報  
告」について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法  
令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。議  
案書の2ページをご覧ください。地図と写真は1をご覧ください。  
受付番号1（届出人の氏名等を説明）。  
場所は、法善寺保育園の北側、法善寺3丁目に位置しております。届  
出地は、住宅建築を転用目的としています。現在、宅地として利用し  
ており、以前より農地以外の利用方法をしていたことに対する始末書  
が添付されています。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

(意見等無し)

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 続きまして、受付番号2 「農地法第5条第1項第6号の規定による届出報告」について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、法令で定めるところ、すでに専決規程により処理済みでございます。議案書の3ページをご覧ください。地図と写真は2をご覧ください。受付番号2（譲受人・譲渡人の氏名等を説明）。場所は、堅下北スポーツ広場 東約200mの山ノ井町に位置しております。届出地は、住宅建築を転用目的としています。説明は以上です。

議 長 ただいまの説明につきまして、地元の委員様は何かご意見等ございませんか。

森田委員 譲受人と譲渡人はどのような関係ですか。

事務局 宅地を建てるために売買を目的としたものであり、関係性は特になく、他人となります。

議 長 他の委員様は、何かご意見等はございませんか。

(意見等無し)

議 長 続きまして、受付番号3 「法務局からの地目変更登記に係る照会による非農地判断」について、事務局より説明をお願いします。

- 事務局 それでは、説明させていただきます。なお、本件につきましては、すでに法務局へ回答済みでございます。議案書の3ページをご覧ください。地図と写真は3をご覧ください。  
受付番号3（所有者等を説明）。  
場所は、下町出荷場 南約50mの大字雁多尾畑に位置しております。  
6月13日に法務局から地目変更登記に係る照会がありましたため、大阪府へ非農地判断の実施について確認いたしましたところ、農地最適化推進委員、農業委員が3名以上立ち会うことを助言頂きました。本件は、6月19日に川口会長、田中圭作会長代理および巳波委員立ち合いのもと現地調査し、当該所在地には、昭和33年および昭和58年に住宅が建てられており、原状回復が難しいとのことで、非農地判断といたしました。法務局へは6月27日に回答済みです。説明は以上です。
- 議長 ただいまの説明につきまして、何かご意見等ございませんか。
- 間下委員 今までにない案件かと思えます。報告事項1のように始末書を添付し地目変更の届出されることはあるが、今後このような形で法務局からの照会が増えるのでしょうか。
- 事務局 非農地判断を行った今回の案件は、報告事項1とは違い、調整区域となります。法務局の調査としては、これまでも現状の土地の形状について問われる照会が年に5～6通ございますが、照会内容が課税状況を確認するものであったため、事務局より回答をさせていただいておりました。  
今回のような案件については、私どもも初めてのことであるため、大阪府に確認を行ない、府の助言通り、農業委員様と推進委員様と一緒に現地確認を行ないました。今後、法務局に所有者から相談があった場合、農業委員会に照会があるかと思いますが、課税部局等に照会することで回答できるような内容であれば、事務局より回答をさせていただきますが、事務局のみで回答できない場合は、農業委員様にご協力を頂き現地確認を行なうことになるかと思えます。
- 間下委員 登記上が農地なのに、昔に家を建てて現況宅地になっているところがある。今後、こんな形で家が建ってしまっていて、地目変更が必要になることもあると思う。既に家が建ってしまっていて、地目が合わないことから地目変更する場合、事務局だけで対応してもらうことにし

て、わざわざ農業委員会にかけてもらう必要はないのではないのでしょうか。法的に必要であれば、行なうべきですが・・・

事務局 その辺りは、再度、大阪府に確認が必要かと思えます。今回、私どもが確認した際は、最低3名以上の立ち合いが必要とのことでしたが、今後どのように対応していくかは、府の方にも確認し、また、ご報告させていただきます。

川口会長 私も現地にいきましたが、簡素化できるようにできればと思います。

田中幸一委員 今回、申請者の方は、何のために非農地判断が必要になったのでしょうか。

事務局 登記上宅地ではないところに家が建っていて、相続を受けた申請者が、家族以外に所有者移転をしようとしたところ、登記上農地であれば、農業者しか受けられないという点かと思われれます。

議長 ほかに何かご意見等ございませんか。

(意見等無し)

議長 ご意見がないようですので、事務局より連絡事項等あればお願いいたします。

事務局 先月ご連絡いたしました、7月16日水曜日開催の「令和7年度中河内地区農業委員会連合会研修会について」の出欠を取らせていただきます。机の上に出席確認書をお配りしておりますので、記載いただき、机の上に置いてお帰りください。先月にお伝えしておりますが、現地集合現地解散でお願いしております。お車でお越しの方は東大阪市役所の駐車券をご用意いたします。電車の場合の運賃については、後日農業委員会で負担させていただきます。出席確認書に交通手段を選んでいただく欄もありますので、車か電車のどちらかを○で囲んでください。

また、農業時報をテーブルに置いておりますのでお持ち帰りいただき、活動報告につきましては、テーブルにおいてお帰り下さい。

事務局からは以上です。

間下委員      もうひとついいですか。生産緑地の維持管理についての通知が届きましたが、誰に送られたのでしょうか。所有者に送られて、小作人には送付されていないのでしょうか。管理されている方に送るとするのは所有者となるかと思いますが、小作人にも送ってほしいと思います。真面目にやっている方と除草剤もまかずに何もしていない小作人もいてるので。

事務局      送り先については、生産緑地を指定された時の主たる従事者として登録されている方に送られています。都市政策部局より年に一度、送付させていただいているものとなりますが、小作人の方が主たる従事者として登録がなっておれば、小作人の方に送付されているかと思いますが、所有者が主たる従事者になっている場合がほとんどだと思われます。都市計画審議会でかけられたときに登録があった者、または異動があった者に送付されております。

間下委員      私自身ではなく、別の方の土地なんですけど、主たる従事者が誰なのかを担当課に行けば、確認できるのでしょうか。

事務局      そちらについては、確認いたします。

間下委員      文書が小作人に届いてるかを含めて、主たる従事者が誰かを確認できるか次回の農業委員会で報告お願いしたい。

事務局      確認の上、次回農業員会にて、ご報告いたします。

議      長      これで本日の議事日程は全て終了いたしました。慎重なる審議をいただき有り難うございました。

議      長      それでは、閉会にあたりまして一言、田中数雄会長代理よりお願いします。

田中数雄  
会長代理      委員の皆様におかれましては、お忙しい中、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。  
次回の農業委員会は、令和7年8月8日（金）午後1時30分から市役所4階大会議室にて開催させていただく予定となっております。これをもちまして、7月定例農業委員会を終了致します。ありがとうございました。

閉 会 午後 1 時 55 分

本会議顛末を記載し相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 川口 智司

議事録署名者 間下 全朗

議事録署名者 田中 幸一